

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月25日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第27号

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年瀬戸市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(フルタイム会計年度任用職員に係る期末手当を除く給与の支給日)</p> <p>第8条 条例第7条において読み替えて準用する瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号。以下「給与条例」という。）第8条第1項に規定する規則で定める期日は、翌月<u>19日</u>とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日又は日曜日若しくは土曜日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で<u>休日等</u>でない日とする。</p> <p>2から4まで &lt;省略&gt;</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員に係る期末手当)</p> <p>第17条 &lt;省略&gt;</p> | <p>(フルタイム会計年度任用職員に係る期末手当を除く給与の支給日)</p> <p>第8条 条例第7条において読み替えて準用する瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号。以下「給与条例」という。）第8条第1項に規定する規則で定める期日は、翌月<u>16日</u>とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で<u>祝日法による休日又は日曜日若しくは土曜日</u>でない日とする。</p> <p>2から4まで &lt;省略&gt;</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員に係る期末手当)</p> <p>第17条 &lt;省略&gt;</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p><u>2 前項の規定にかかわらず、12月1日を基準日とする期末手当の支給日は12月17日とする。ただし、その日が休日等に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で休日等でない日とする。</u></p> <p>(フルタイム会計年度任用職員に係る勤勉手当)</p>  | <p>(フルタイム会計年度任用職員に係る勤勉手当)</p>                             |
| <p>第17条の2 &lt;省略&gt;</p>  | <p>第17条の2 &lt;省略&gt;</p>                                  |
| <p><u>2 前項の規定にかかわらず、12月1日を基準日とする勤勉手当の支給日は12月17日とする。ただし、その日が休日等に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で休日等でない日とする。</u></p> <p>(パートタイム会計年度任用職員に係る期末手当)</p> | <p>(パートタイム会計年度任用職員に係る期末手当)</p>                            |
| <p>第21条 &lt;省略&gt;</p>  | <p>第21条 &lt;省略&gt;</p>                                    |
| <p><u>2 前項の規定にかかわらず、12月1日を基準日とする期末手当の支給日は12月17日とする。ただし、その日が休日等に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で休日等でない日とする。</u></p>                                |   |
| <p><u>3 &lt;省略&gt;</u></p>  | <p><u>2 &lt;省略&gt;</u></p>                                |
| <p><u>4 &lt;省略&gt;</u></p> <p>(パートタイム会計年度任用職員に係る勤勉手当)</p>   | <p><u>3 &lt;省略&gt;</u></p> <p>(パートタイム会計年度任用職員に係る勤勉手当)</p> |
| <p>第21条の2 &lt;省略&gt;</p>  | <p>第21条の2 &lt;省略&gt;</p>                                  |
| <p><u>2 前項の規定にかかわらず、12月1日を基準日とする勤勉手当の支給日は12月17日とする。ただし、その日が休日等に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で休日等でない日とする。</u></p>                                |   |
| <p><u>3 &lt;省略&gt;</u></p>  | <p><u>2 &lt;省略&gt;</u></p>                                |
| <p><u>4 前条第4項の規定は、条例第26条の2第1</u></p>  | <p><u>3 前条第3項の規定は、条例第26条の2第1</u></p>                      |

|   |   |
|---|---|
| <p>項において読み替えて準用する給与条例第21条第3項の規則で定める額について準用する。</p> <p>(報酬及び費用弁償の支給)</p> <p>第22条 条例第27条第1項の規則で定める期日は、翌月<u>19日</u>とする。ただし、その日が<u>休日等</u>に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で<u>休日等</u>でない日とする。</p> <p>2から5まで &lt;省略&gt;</p> | <p>項において読み替えて準用する給与条例第21条第3項の規則で定める額について準用する。</p> <p>(報酬及び費用弁償の支給)</p> <p>第22条 条例第27条第1項の規則で定める期日は、翌月<u>16日</u>とする。ただし、その日が<u>祝日法による休日又は日曜日若しくは土曜日</u>に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で<u>祝日法による休日又は日曜日若しくは土曜日</u>でない日とする。</p> <p>2から5まで &lt;省略&gt;</p> |
|---|---|

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に支給する給与、費用弁償等から適用する。